

「小型移動式クレーン運転技能講習」開催のご案内

陸災防 東京都支部会

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8

(東京都トラック総合会館1階)

TEL 3355-2277 FAX 3355-0370

東京労働局長登録教習機関安第203号

1. 講習の趣旨

事業者は、小型移動式クレーン（つり上げ荷重1トン以上5トン未満）の運転業務については、都道府県労働局長登録教習機関が行う技能講習を修了した者、その他厚生労働省で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはなりません。これら有資格者以外の者は、当該業務を行ってはなりません。（労働安全衛生法第61条関係）

当会は、東京労働局長登録教習機関として、小型移動式クレーン運転技能講習を実施しますのでご案内いたします。

2. 受講資格 満18才以上の者

3. 講習日時 ※別紙日程表を参照ください。

- (1) 学科（2日間）＝第1日目 午前9時から午後5時
＝第2日目 午前9時から午後5時
(2) 実技（1日間）＝第3日目 午前8時30分から午後4時30分

4. 講習場所

- (1) 学科＝東ト協 葛西物流施設
東京都江戸川区臨海町3-1-1 TEL 5674-3557
(2) 実技＝東ト協 葛西物流施設
東京都江戸川区臨海町3-1-1 TEL 5674-3557

5. 申込み方法

申込みは次の(1)から(3)のいずれかの方法により受講申込書を記入のうえお申込みください。受講料を確認後に受講票を送付いたします。お急ぎの場合は、事務局へお電話下さい。

- (1) 受講申込書を郵送し（新宿区四谷3-1-8）、受講料を下記口座に振り込む。

「みずほ銀行四谷支店 普通預金口座番号1306121陸災防東京都支部会」

- (2) 現金書留で、受講申込書、受講料を郵送する。
(3) 受講申込書、受講料を当支部会に直接持参のうえ申込み。

6. 申込締切日 講習初日の3日前

7. 講習内容

区分	科目・講習時間
学 科	イ 小型移動式クレーンに関する知識 6H
	ロ 小型移動式クレーン運転技能講習に係る原動機及び電気に関する知識 3H
	ハ 小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 3H(玉掛修了者免除)
	ニ 関係法令 1H
実 技	ホ 小型移動式クレーンの運転 6H
	ヘ 小型移動式クレーンの運転のための合図 1H(玉掛修了者免除)

8. 受講料及びテキスト代（税込）

合 計 33,300円 = 受講料32,000円 + テキスト代1,300円

玉掛修了者 31,300円 = 受講料30,000円 + テキスト代1,300円

9. 修了証の交付

講習修了者には、法定の「小型移動式クレーン運転技能講習修了証」を交付いたします。

10. 受講の取り消し及び変更について

受講を取り消す場合は、受講日3日前までに連絡がない場合は、受講料を返却いたしません。受講日を変更する場合は、講習3日前までに連絡して下さい。それ以降の変更については1,000円の手数料をいただきます。